**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月九日

大阪市北区中崎西二丁目三番一六号

有限会社大島写真事務所

清算人　大島　勝寛

**解散公告**

当社は、平成二十八年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月九日

兵庫県西宮市高木東町一一番三六―一〇一号

宝隆株式会社

代表清算人　牧野　靖彦

**解散公告**

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月九日

兵庫県西宮市北六甲台一丁目二八番一〇号

株式会社フォルムアイ岡山

代表清算人　落合　吉行

**解散公告**

当社は、平成二十八年七月二十七日開催の株主総会の決議により、平成二十八年七月二十九日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月九日

高知県南国市岡豊町蒲原四四〇番地の三

有限会社ヨコタ建設

清算人　横田　昇造

**解散公告**

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月九日

福井県福井市中央三丁目七番一二号

医療法人康誠会

清算人　奥村　雄外

**解散公告（第二回）**

当土地改良区は、平成二十八年三月二十七日に岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月九日

岡山県高梁市落合町阿部二三〇三番地

清算法人阿部土地改良区

清算人代表　白神　郁夫

**配当公告**

静岡県焼津市大覚寺六九五番地

破産者　三桃食品株式会社

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十七年（フ）第一一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金一五、四八七、二八八円

一般債権　金一四、五〇五、三八二円

一、配当することのできる金額

優先債権　金一五、四八七、二八八円

一般債権　金一四、五〇五、三八二円

平成二十八年八月九日

静岡県静岡市駿河区寿町五番一七号　静岡はるひ法律事務所

破産管財人　弁護士　鈴木　紀子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道網走市錦町一四六番地の一九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三坂　泰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

**解散公告（第二回）**

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月九日

北海道富良野市字布礼別一〇六四番地の三七

本慶寺

清算人　近藤　義信

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十七年六月二十八日開催の評議員会及び理事会の決議並びに埼玉県指令学事第一七〇一―一号の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月九日

埼玉県秩父郡長瀞町大字野上下郷一九八三番地一

学校法人光明寺学園

代表清算人　小内　智広

**解散公告（第二回）**

当組合は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日に千葉県知事の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月九日

千葉県市川市八幡三丁目三番二号

本八幡A地区市街地再開発組合

代表清算人　大場　俊昭

**解散公告（第二回）**

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月九日

北海道北見市北四条東一丁目一一番地双進ビル六階　横田大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横田　大樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市東区北二五条東一八丁目五番、最後の住所北海道江別市豊幌花園町一六番地の九

被相続人　亡　川潟　孝之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月九日

事務所　札幌市白石区平和通一丁目北一〇番二七号　司法書士石橋孝彦事務所

相続財産管理人　司法書士　石橋　孝彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県川崎市多摩区南生田七丁目五五五一番地二五七、最後の住所仙台市泉区松森字住吉五番地の二　被相続人　亡　小林　滋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月九日

仙台市青葉区大町一丁目一番三〇号新仙台ビル五階　三島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上林　佑

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県秋田市亀ノ丁西土手町末丁三番地、最後の住所秋田県秋田市楢山登町三番五二号

被相続人　亡　後藤喜三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月九日

秋田県秋田市山王中園町五番八号　弁護士法人北斗法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸山紗代子